



鳥取県公報

平成 23 年 3 月 29 日 (火)
号外第 36 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令	鳥取県守衛服務規程の一部を改正する訓令 (1) (総務課) 2
	職員の任免発令規程の一部を改正する訓令 (2) (人事企画課) 5
	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (3) (福利厚生課) 13
	鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (4) (〃) 17

訓 令

鳥取県訓令第1号

鳥取県守衛服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県守衛服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県守衛服務規程（平成4年鳥取県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「削除条項等」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>（職務）</p> <p>第2条 守衛の職務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 執務時間（県の執務時間に関する規程（昭和44年2月鳥取県訓令第2号）第2条に規定する県の執務時間をいう。以下同じ。）外及び県の休日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年3月鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）における文書の收受及び電話の受付け</p> <p>（6） 略</p> <p>（勤務時間等）</p> <p>第4条 守衛の勤務は、<u>交代制</u>とし、その勤務時間は、次のとおりとする。ただし、災害等により臨時の必要が生じた場合において、総務課長が特に勤務を命じたときは、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 75%; text-align: center;">勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">県の休日以外の日</td> <td style="text-align: center;">早番勤務</td> <td style="text-align: center;">午前6時30分から午後2時30分まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">遅番勤務</td> <td style="text-align: center;">午後2時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table>		区分	勤務時間	県の休日以外の日	早番勤務	午前6時30分から午後2時30分まで	遅番勤務	午後2時から午後10時まで	<p>（職務）</p> <p>第2条 守衛の職務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 執務時間（県の執務時間に関する規程（昭和44年2月鳥取県訓令第2号）第2条に規定する県の執務時間をいう。以下同じ。）外及び県の休日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年3月鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）における文書の收受、<u>公印の管守</u>及び電話の受付け</p> <p>（6） 略</p> <p>（勤務時間等）</p> <p>第4条 守衛の勤務は、<u>2交代制</u>とし、その勤務時間は、次のとおりとする。ただし、災害等により臨時の必要が生じた場合において、総務課長が特に勤務を命じたときは、この限りでない。</p> <p><u>日勤</u> 午前8時30分から午後5時まで</p> <p><u>夜勤</u> 午後4時45分から翌日の午前8時45分まで</p>
	区分	勤務時間							
県の休日以外の日	早番勤務	午前6時30分から午後2時30分まで							
	遅番勤務	午後2時から午後10時まで							

県の休日	休日勤務	午前8時30分から午後5時まで
2	休憩時間は、1時間とし、勤務時間の途中において別に定めるところにより交替に与える。ただし、この時間は勤務時間に含まれない。	2
3	略	3
(県庁舎等の巡視)		
第5条 守衛は、巡視記録機を所持し、次の各号に掲げる勤務形態において当該各号に定める回数以上県庁舎等を巡視し、異状を認めたときは、適切な措置を講ずるものとする。		
<p>(1) <u>早番勤務</u> 午前、午後各1回</p> <p>(2) <u>遅番勤務</u> 2回</p> <p>(3) <u>休日勤務</u> 午前、午後各1回</p>		
(出入者の監視)		
第6条 略		
(出入口の開閉)		
第7条 守衛は、県の休日以外の日にあっては、次の出入口を午前7時に開扉し、午後6時30分に閉扉するものとする。		
<p>本庁舎西出入口</p> <p>本庁舎南出入口</p> <p>本庁舎東出入口</p> <p><u>第二庁舎北出入口</u></p> <p><u>第二庁舎東出入口</u></p> <p>議会棟西出入口</p>		
2 休憩時間は、勤務時間の途中において、日勤にあっては1時間、夜勤にあっては2時間15分、別に定めるところにより交替に与える。ただし、この時間は勤務時間に含まれない。		
3 略		
(県庁舎等の巡視)		
第5条 守衛は、巡視記録機を所持し、次の各号に掲げる時間帯において当該各号に定める回数以上県庁舎等を巡視し、異状を認めたときは、適切な措置を講ずるものとする。		
<p>(1) <u>午前8時30分から午後4時45分まで</u> 午前、午後各1回</p> <p>(2) <u>午後4時45分から翌日の午前8時30分まで</u> 6回(ただし、職員の退庁後の県庁舎内の各室は各1回)</p>		
(出入者の監視)		
第6条 略		
2 守衛は、 <u>執務時間外(県の休日以外の日の午後8時から翌日の午前7時までに限る。)</u> 及び県の休日の出入者に対しては、その用務を問い、必要と認められた場合に限り入庁させるものとする。この場合において、 <u>出入者が職員であるときは入退庁を管理するデータベースに入力させ、出入者が職員以外の者であるときは出入者控簿に用務、住所及び氏名を記入させ、退庁するときはその旨を申告させるものとする。</u>		
(出入口の開閉)		
第7条 守衛は、 <u>県の休日</u> にあっては <u>終日</u> 、県の休日以外の日にあっては <u>午前0時から午前7時まで及び午後6時30分から午後12時までの間</u> 、次の出入口を閉鎖するものとする。		
<p>本庁舎西出入口</p> <p>本庁舎南出入口</p> <p>本庁舎東出入口</p> <p><u>第2庁舎北出入口</u></p> <p><u>第2庁舎東出入口</u></p> <p>議会棟西出入口</p>		

<p>議会棟南出入口 議会棟別館南出入口 地下駐車場出入口</p> <p>(鍵の保管)</p> <p>第8条 守衛は、<u>執務時間外及び県の休日におけるその勤務時間のうちに</u>県庁舎内の各室を最後に退室する職員が退庁するときは、職員の氏名を確認した上でその室の鍵を受領し、次に入室する職員が登庁するまで保管するものとする。</p> <p>(文書の收受)</p> <p>第9条 守衛は、<u>執務時間外及び県の休日におけるその勤務時間のうちに</u>文書を收受したときは、所定の受付簿に登載整理した上で保管し、翌日(翌日が県の休日に当たるときは、その直後の県の休日以外の日)には速やかに政策法務課に引き継ぐものとする。ただし、当該文書が緊急に処理すべきものであると認めるときは、直ちに当該文書を処理すべき者に連絡し、適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>議会棟南出入口</p> <p>(鍵の保管)</p> <p>第8条 守衛は、県庁舎内の各室を最後に退室する職員が退庁するときは、職員の氏名を確認した上でその室の鍵を受領し、次に入室する職員が登庁するまで保管するものとする。</p> <p>(文書の收受)</p> <p>第9条 守衛は、<u>執務時間外及び県の休日</u>に文書を收受したときは、所定の受付簿に登載整理した上で保管し、翌日(翌日が県の休日に当たるときは、その直後の県の休日以外の日)には速やかに政策法務課に引き継ぐものとする。ただし、当該文書が緊急に処理すべきものであると認めるときは、直ちに当該文書を処理すべき者に連絡し、適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(公印の管守)</p> <p>第10条 守衛は、<u>執務時間中の公印の管守者から公印を引き継いだときは、公印引継簿の所定欄に押印するものとし、当該管守者に公印を引き継いだときは、その所定欄に受領印を受けるものとする。</u></p> <p>2 <u>守衛は、勤務時間外及び県の休日</u>に公印を使用しようとする者がある場合は、政策法務課の審査(鳥取県文書に係る事務の管理に関する規程(平成16年鳥取県訓令第13号。以下「文書規程」という。)第30条の規定により政策法務課が行う審査をいう。)又は文書管理主任の審査(文書規程第31条の規定により文書管理主任が行う審査をいう。)の手續を終了した起案文書に係る施行文書を確認し、<u>適当と認めるときは、押印させるものとする。この場合、公印使用簿に所要事項を記入させるものとする。</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日に改正前の鳥取県守衛服務規程の規定に基づいて開始した勤務及びその職務については、改正後の鳥取県守衛服務規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県訓令第2号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所		兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所	
略				略			
防災局	防災課	総務担当の職員	防災局危機管理課、 <u>防災局消防課</u>	防災局	防災チーム	総務担当の職員	防災局危機管理チーム、 <u>防災局消防チーム</u>
略				略			
企画部	企画課	略 総務担当の職員	<u>企画部青少年・文教課、 企画部新生公立大学設立準備室、企画部統計課、 企画部男女共同参画推進課、企画部情報政策課、 企画部地域づくり支援局自治振興課、企画部地域づくり支援局移住定住促進課、<u>企画部地域づくり支援局中山間地域振興課、 企画部地域づくり支援局協働連携推進課、 企画部地域づくり支援局交通政策課、文化観光局文化政策課、文化観光局交流推進課、文化観光局観光政策課、文化観光局国際観光推進課</u></u>	企画部	企画課	略 総務担当の職員	企画部青少年・文教課、 企画部統計課、企画部男女共同参画推進課、企画部情報政策課、企画部地域づくり支援局自治振興課、企画部地域づくり支援局移住定住促進課、 <u>企画部地域づくり支援局中山間地域振興課、 企画部地域づくり支援局協働連携推進課、 企画部地域づくり支援局交通政策課、文化観光局文化政策課、文化観光局交流推進課、文化観光局観光政策課、文化観光局国際観光推進課</u>
略				略			

農林 水産 部	略		
	農林 総合 研究 所企 画総 務部	総務担当 の職員 (農林水 産部農林 総合研究 所農業試 験場、農 林水産部 農林総合 研究所園 芸試験 場、農林 水産部農 林総合研 究所畜産 試験場、 農林水産 部農林総 合研究所 中小家畜 試験場又 は農林水 産部農林 総合研究 所林業試 験場に駐 在する職 員を除 く。)	略
		技術普及 室長	商工労働部
略			
行政 監察 監	行政 監察 課	課長補佐 及び監察 員	行政監察監工事検査課

農林 水産 部	略		
	農林 総合 研究 所企 画総 務部	総務担当 の職員 (農林水 産部農林 総合研究 所農業試 験場、農 林水産部 農林総合 研究所畜 産試験 場、農林 水産部農 林総合研 究所中小 家畜試験 場又は農 林水産部 農林総合 研究所林 業試験場 に駐在す る職員を 除く。)	略
	農林 総合 研究 所企 画総 務部	技術普及 室長	商工労働部
略			
行政 監察 監	行政 監察 課	課長補佐	行政監察監工事検査課
	公益 法人 ・団 体指 導課	公益法人 担当の主 幹	行政監察監行政監察課

会計 管理 者	庶務 集中 局集 中業 務課	集中化業 務担当及 び物品・ 契約室契 約担当の 職員	統轄監総務課、統轄監県 政推進課、統轄監広報 課、 <u>防災局防災課、防災 局危機管理課、防災局消 防課、総務部財政課、総 務部政策法務課、総務部 県民課、総務部税務課、 総務部営繕課、総務部行 財政改革局人事企画課、 総務部行財政改革局業務 効率推進課、総務部行財 政改革局財源確保推進 課、総務部行財政改革局 福利厚生課、総務部人権 局人権・同和对策課、企 画部企画課、企画部青少 年・文教課、<u>企画部新生 公立大学設立準備室、企 画部統計課、企画部男女 共同参画推進課、企画部 情報政策課、企画部地域 づくり支援局自治振興 課、企画部地域づくり支 援局移住定住促進課、企 画部地域づくり支援局中 山間地域振興課、企画部 地域づくり支援局協働連 携推進課、企画部地域づ くり支援局交通政策課、 文化観光局文化政策課、 文化観光局交流推進課、 文化観光局観光政策課、 文化観光局国際観光推進 課、福祉保健部福祉保健 課、福祉保健部障がい福 祉課、福祉保健部子ども 発達支援課、福祉保健部 長寿社会課、福祉保健部 子育て支援総室、福祉保 健部医療政策課、福祉保 健部医療指導課、福祉保 健部健康政策課、生活環 境部環境立県推進課、生 活環境部水・大気環境 課、生活環境部循環型社</u></u>	会計 管理 者	庶務 集中 局集 中業 務課	集中化業 務担当及 び物品・ 契約室契 約担当の 職員	統轄監総務課、統轄監県 政推進課、統轄監広報 課、 <u>防災局防災チーム、 防災局危機管理チーム、 防災局消防チーム、総務 部財政課、総務部政策法 務課、総務部県民課、総 務部税務課、総務部営繕 課、総務部行財政改革局 人事企画課、総務部行財 政改革局業務効率推進 課、総務部行財政改革局 財源確保推進課、総務部 行財政改革局福利厚生 課、総務部人権局人権・ 同和对策課、企画部企画 課、企画部青少年・文教 課、企画部統計課、企画 部男女共同参画推進課、 企画部情報政策課、企画 部地域づくり支援局自治 振興課、企画部地域づく り支援局移住定住促進 課、企画部地域づくり支 援局中山間地域振興課、 企画部地域づくり支援局 協働連携推進課、企画部 地域づくり支援局交通政 策課、文化観光局文化政 策課、文化観光局交流推 進課、文化観光局観光政 策課、文化観光局国際觀 光推進課、福祉保健部福 祉保健課、福祉保健部障 がい福祉課、福祉保健部 子ども発達支援課、福祉 保健部長寿社会課、福祉 保健部子育て支援総室、 福祉保健部医療政策課、 福祉保健部医療指導課、 福祉保健部健康政策課、 生活環境部環境立県推進 課、生活環境部水・大気 環境課、生活環境部循環 型社会推進課、生活環境</u>
---------------	----------------------------	--	--	---------------	----------------------------	--	---

			<p>会推進課、生活環境部景観まちづくり課、生活環境部公園自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局住宅政策課、商工労働部商工政策室、商工労働部経済通商総室、商工労働部雇用人材総室、商工労働部産業振興総室、農林水産部農政課、農林水産部経営支援課、農林水産部生産振興課、農林水産部畜産課、農林水産部農地・水保全課、農林水産部森林・林業総室、農林水産部全国豊かな海づくり大会推進課、農林水産部水産振興局水産課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課、県土整備部県土総務課、県土整備部技術企画課、県土整備部道路企画課、県土整備部道路建設課、県土整備部河川課、県土整備部治山砂防課、県土整備部空港港湾課、行政監察監行政監察課、行政監察監公益法人・団体指導課、行政監察監工事検査課、会計管理者会計局、労働委員会事務局</p>			<p>部景観まちづくり課、生活環境部公園自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局住宅政策課、商工労働部商工政策室、商工労働部経済通商総室、商工労働部雇用人材総室、商工労働部産業振興総室、農林水産部農政課、農林水産部経営支援課、農林水産部生産振興課、農林水産部畜産課、農林水産部農地・水保全課、農林水産部森林・林業総室、農林水産部全国豊かな海づくり大会推進課、農林水産部水産振興局水産課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課、県土整備部県土総務課、県土整備部技術企画課、県土整備部道路企画課、県土整備部道路建設課、県土整備部河川課、県土整備部治山砂防課、県土整備部空港港湾課、行政監察監行政監察課、行政監察監公益法人・団体指導課、行政監察監工事検査課、会計管理者会計局、労働委員会事務局</p>
東部	略			東部	略	
総合事務所	福祉保健局	<p>副 局 長 (医療業務を担当する職員に限る。)</p>	東部身体障害者更生相談所	総合事務所	福祉保健局	
		福祉企画	東部福祉事務所、鳥取保		福祉企画	
					東部福祉事務所、鳥取保	

		課の職員	健所			課の職員	健所
		略				略	
		略				略	
	県土整備局	建設総務課の職員	略		県土整備局	建設総務課の職員 (課長、課長補佐及び建設業系の職員に限る。)	略
		現業職長及び現業技術員 (運転業務に従事する職員に限る。)	東部総合事務所県民局、東部総合事務所生活環境局			車庫長、副車庫長、現業技術員 (運転業務に従事する職員に限る。)	東部総合事務所生活環境局
八頭総合事務所	略			八頭総合事務所	略		
	県土整備局	建設総務課の職員	八頭総合事務所農林局		県土整備局	建設総務課の職員 (課長、課長補佐及び建設業系の職員に限る。)	八頭総合事務所農林局
		現業職長及び現業技術員 (運転業務に従事する職員に限る。)	八頭総合事務所県民局				
中部総合事務所	略			中部総合事務所	略		
	福祉保健局	副局長 (医療業務を担当する職員に限る。)	中部身体障害者更生相談所		福祉保健局		
		福祉企画	中部福祉事務所、倉吉保		福祉企画	中部福祉事務所、倉吉保	

		課の職員	健所			課の職員	健所
		福祉支援課の職員（母子支援係の職員を除く。）	中部福祉事務所			福祉支援課の職員	中部福祉事務所
		福祉支援課の職員（母子支援係の職員に限る。）	中部福祉事務所、倉吉保健所				
		略				略	
	略						
	県土整備局	建設総務課の職員	略		県土整備局	建設総務課の職員（課長、課長補佐、建設業係の職員に限る。）	略
		現業職長及び現業技術員（運転業務に従事する職員に限る。）	略			車庫長、副車庫長、現業技術員（運転業務に従事する職員に限る。）	略
西部	略			西部	略		
総合事務所	福祉保健局	副局長（医療業務を担当する職員に限る。）	西部身体障害者更生相談所	総合事務所	福祉保健局		
		福祉企画課の職員（企画総務係長を除く。）	西部福祉事務所、米子保健所			福祉企画課の職員（企画総務係長を除く。）	西部福祉事務所、米子保健所
		略				略	

	略				略		
	県土整備局	建設総務課の職員	略		県土整備局	建設総務課の職員 (課長、課長補佐及び建設業係の職員に限る。)	略
		現業職長及び現業技術員 (運転業務に従事する職員に限る。)	略			車庫長、副車庫長及び現業技術員 (運転業務に従事する職員に限る。)	略
	日野総合事務所	県民局	企画県民室の職員 (室長補佐及び郡民の窓口担当の職員に限る。)		西部総合事務所県税局	日野総合事務所	県民局
略			略				
	略				略		
	県土整備局	建設総務課の職員	日野総合事務所農林局		県土整備局	建設総務課の職員 (課長、課長補佐及び建設業係の職員に限る。)	日野総合事務所農林局
現業職長及び現業技術員 (運転業務に従事する職員に限る。)		日野総合事務所県民局	車庫長、副車庫長及び現業技術員 (運転業務に従事する職員に限る。)	日野総合事務所県民局			

略				略			
鳥取療育園		園長	中部療育園	鳥取療育園		園長	中部療育園
		副主幹	鳥取看護専門学校				
倉吉総合看護専門学校		次長及び主事	中部療育園、保育専門学校	倉吉総合看護専門学校		次長及び主事	中部療育園、保育専門学校
				水産試験場		総務担当の職員（主事及び運転業務を行う現業技術員に限る。）	境港水産事務所

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第3号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員 数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員 数	標準 使用 期間 (月)	備考
防災課	略				防災課	略			
消防課	略				消防課	略			
略					略				
衛生環境研究所	1 総務課の職員のうち施設設備の保守の業務に従事する職員	2	60		衛生環境研究所				
	作業服（上衣）	2	60						
	作業服（夏上衣）	2	60						
	作業服（ズボン）	2	36						
	ゴム製半長靴	1	36						
	2 略				1 略				
	3 略				2 略				
	4 略				3 略				
略					略				
工事検査課	工事検査の業務に従事する職員	2	60		工事検査課	工事検査の業務に従事する職員	2	60	
	作業服（上衣）	2	60			作業服（上衣）	2	60	
	作業服（夏上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60	
	作業服（ズボン）	2	60			作業服（ズボン）	2	60	
	ゴム製半長靴	1	36			ゴム製半長靴	1	36	
	安全靴	1	36			安全靴	1	36	

		防寒服	1	36				防寒服	1	36	
		雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1	36							
略						略					
消防 防災 航空 センター	略										
鳥取 保健 所	医薬・疾病対策班の職員(歯科衛生士、栄養士及び診療放射線技師の職務に従事する職員並びに医薬担当の職員を除く。)	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	2 1 1 1	36 36 36 36							
倉吉 保健 所	1 医薬・疾病対策室の職員(歯科衛生士、栄養士及び診療放射線技師の職務に従事する職員を除く。)	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	2 1 1 1	36 36 36 36							
	2 健康支援課の職員のうち患者の移送の業務に従事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	2 1 1 1	36 36 36 36							
米子 保健 所	感染症・疾病対策室の職員(歯科衛生士、栄養士及び診療放射線技師の職務に従事する職員を除く。)	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	2 1 1 1	36 36 36 36							
日野 保健 所	保健衛生係の職員(歯科衛生士、栄養士及び診療放射線技師の職務に従事する職員を除き、	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	2 1 1 1	36 36 36 36							

	感染症対策又は 疾病対策の業務 に従事する職員 に限る。)				
保健 所	1~4 略				
	5 感染症・疾病対策係、白衣 作業服(上衣) 2 36 感染症・疾病対策室、作業服(夏上衣) 1 36 作業服(ズボン) 1 36 医薬・疾病対策班(医薬担当を除く。)及び保健衛生係の職員(歯科衛生士、栄養士及び診療放射線技師の職務に従事する職員を除く。)				
	5 略				
略					
水産 試験 場	1及び2 略				
	3 生産技術室 白衣 及び増殖技術室の業務 作業服(上衣) 2 60 に従事する 作業服(夏上衣) 2 60 職員 作業服(ズボン) 2 60 ゴム製半長靴 1 36 防寒服(試験船おしどりに乗務する職員に限る。) 1 36 防寒ズボン(試験船おしどりに乗務する職員に限る。) 1 36 防寒靴(試験船おしどりに乗務する職員に限る。)				
栽培 漁業 センター	1 生産技術室 白衣 2 60 及び増殖技術室の業務 作業服(上衣) 2 60 に従事する 作業服(夏上衣) 2 60 職員 作業服(ズボン) 2 60 ゴム製半長靴 1 36 防寒服(試験船おしどりに乗務する職員に限る。) 1 36 防寒ズボン(試験船おしどりに乗務する職員に限る。) 1 36 防寒靴(試験船おしどりに乗務する職員に限る。)				
	略				

2	試験船おしどりの乗組職員	作業服(上衣)	2	24			
		作業服(夏上衣)	2	24			
		作業服(ズボン)	2	12			
		ゴム製半長靴	1	12			
		防寒服	1	36			
		防寒ズボン	1	36			
		雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1	12			
		防寒靴	1	24			
とっとり賀露かにっこ館	略						
略							
米子	工事検査の業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	60			
工事		作業服(夏上衣)	2	60			
検査		作業服(ズボン)	2	60			
員		ゴム製半長靴	1	36			
事務所		安全靴	1	36			
		防寒服	1	36			
		雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1	36			
とっとり賀露かにっこ館	略						
		略					
		米子	工事検査の業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	60	
		工事		作業服(夏上衣)	2	60	
		検査		作業服(ズボン)	2	60	
		員		ゴム製半長靴	1	36	
		事務所		安全靴	1	36	
				防寒服	1	36	
	雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1		36			

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第4号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋本部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、<u>企画部新生公立大学設立準備室</u>、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場を除く。）、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された会計管理者及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（4）地方機関等 地方機関、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋本部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、<u>企画部新生公立大学設立準備室</u>、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場をい</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋本部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場を除く。）、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された会計管理者及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（4）地方機関等 地方機関、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋本部、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場をいう。</p>

う。 (5) 略	(5) 略
-------------	-------

附 則

この訓令は、平成23年3月29日から施行する。